

福岡救急医学会看護部会内規

1. 委員長と副委員長は委員の中より互選により選出する。選出は地区別（北九州地区→筑豊地区→福岡地区→筑後地区）の輪番制とし、任期は1年とする。
2. 副委員長の任期終了後は委員長として着任する。
3. 委員長は日本救急医学会九州地方会看護部評議員も兼任する。福岡救急医学会看護部会の委員長は1年毎の輪番制であるため、日本救急医学会九州地方会看護部評議員もそれに準ずる。
4. 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
5. 委員が退任する時は、後任を選出し看護部会へ推薦する。
6. 任期満了前に退職した委員の後任として推薦された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
7. 任期2年とは選出された年度の福岡救急医学会の翌日から、翌々年の福岡救急医学会終了日までとする。
8. 福岡救急医学会看護部会規約 第9条に定める入会については、幹事会の承認を受けた後、福岡救急医学会会長と本部会委員長の連名で、施設長と看護部長宛てに推薦状を送付し、受諾されたものとする。
9. 福岡救急医学会看護部会規約第11条に定める退会については、退会を申し出た施設長または看護部長からの退会願いの書面をもって幹事会の承認を受けたものとする。

付則 この内規は、2009年9月3日から施行する。

この内規は、2016年9月10日の本学会評議員会で承認を得て発効する。